

令和2年8月

定例総会議事録

松本市農業委員会

1 日 時 令和2年8月31日（月）午後1時30分から午後3時38分

2 場 所 大会議室

3 出席農業委員 24人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎	26番	堀口 崇

4 欠席農業委員 1人 10番 岩垂 治

5 出席推進委員 6人

推1番	大月 國晴	推5番	太田 辰男
推11番	上條 一利	推12番	堀内 俊男
推13番	上條 信	推15番	波田野裕男

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第65号～第67号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第68号～第70号）
- ウ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第71号、第72号）
- エ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第73号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

松本市農業施策に関する意見書（素案）について

(2) 報告事項

令和2年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付について
主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主査	中野 雅年
		〃	主事	保科 黄
		〃	主事	大島のぞみ
		〃	事務員	増澤 千尋
	農政課		主任	羽入田未咲
	〃		主事	宇治 樹
	西部農林課		課長補佐	前田 潔
	松本農業農村支援センター		課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 4番 百瀬 道雄 委員

5番 中川 敦 委員

〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第65号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

別件の総会資料をお手元にご準備いただきます。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局からの説明をいただきます。

増澤事務員。

増澤事務員

農業委員会事務局の増澤でございます。

今月の新規就農者についてご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料の表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は1名になります。

ご紹介いたします。お名前は〇〇〇〇様、住所地、農地所在地ともに旧市地区です。3筆、1,847平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業、栽培予定は野菜です。具体的にはジャガイモ、サツマイモ、ハクサイ、キャベツ、キュウリと聞いております。農業従事者は本人のみで、出荷先は〇〇〇〇を予定されています。出荷量は、栽培予定の品目について各500キログラム、出荷額は合計で100万円を見込んでいらっしゃいます。蟻ヶ崎で5年間、ジャガイモなどを栽培した経験があるとのこと。通作距離は0.1キロメートル、車での移動を予定されています。今後は規模拡大を希望されています。議案1ページ、1番に該当いたします。署名は青木農業委員にいただいております。

今月の新規就農者は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして地元委員から補足説明をお願いいたします。

青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

今、事務局からお話がされたとおりなんですが、60から65歳まで、65で最終リタイアをしたようなんですが、その間、ファミリーガーデン、家庭菜園ですね。家庭菜園でジャガイモを作ったりして、〇〇〇〇のほうにも少し納めていたようでございますが、松本一本ねぎも作ったようですが、種をまいても芽が出なくて諦めたなんて言うておりましたですけども、蟻ヶ崎の山の上のほうに今回土地を借りたようなんですが、たまたま先月の駐車場の案件がありましたね。ご説明をしましたあその近くのようなんですけれども、お隣の〇〇さんのおうちの畑の周りの辺りのところなんですけれども、たまたま話をしていたら、先月お話をして、私もあの前の方からいいところあったんで借りようと思ったたら、断られたって言われましたんですが、この〇〇さんという方も、実はいいところがあって、借りようと思ったたら、断られたって言うていましたんですけども、どうも同じところのような感じがしますけれども、ということで、先月の駐車場のご説明をしたあの近くの場所で、今度は少し大がかりに新規、ちょうど65で完全リタイアしましたんで、取り組んでいきたいということで、〇〇〇〇、それから直売所等にも出荷をしていきたいということで、頑張るってやるということをお話を伺いましたんで、よろしく願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田（農政課） お世話になっております。農政課の羽入田です。
着座にて失礼いたします。
今回特記事項はありませんので、議案の説明に入らせていただきます。
別冊資料の1ページ目をご覧ください。
5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第65号になります。
合計欄のみ申し上げますので、10ページ目をご覧ください。
合計、一般、筆数53筆、貸付け25人、借入れ18人、面積5万2,015平米。
経営移譲、筆数4筆、貸付け4人、借入れ4人、面積3,604平米。
所有権の移転、筆数16筆、貸付け3人、借入れ7人、面積2万6,012平米。
第18条2項6号関係、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,285平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数94筆、貸付け55人、借入れ1人、面積15万672平米。
中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数86筆、貸付け1人、借入れ38人、面積14万3,522平米。
合計、筆数254筆、貸付け89人、借入れ69人、面積38万110平米。
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数73筆、面積12万4,851平米、集積率は62.48%です。
議案第65号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第65号について、原案どおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第66号 農用地利用集積計画の決定の件につきまして上程をいたしますが、本件は私に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、私は議事に参与することができませんので、退席をさせていただきます。議事の進行を会長代理にお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めてまいります。
議案について、農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きまして、別冊資料11ページ目をご覧ください。
議案第66号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,286平米。
上記の利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%になります。
議案第66号は以上となります。

田中会長代理 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第66号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中会長代理 議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を再び小林会長に交代いたします。

議 長 続きまして、議案第67号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件もまた委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、塩原委員さんには退室をお願いいたします。

(塩原農業委員 退席)

議 長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。

羽入田（農政課） 続きまして、議案第67号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数6筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,864平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率ゼロ%になります。
議案第67号は以上となります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第67号について、原案のとおり決定することに賛成の皆様の手をおお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成でありますので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室をしております塩原委員の入室を許可をいたします。

(塩原農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第68号から70号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、3件についてを上程をいたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料1ページをご覧ください。
初めに、議案第68号ですが、申請人から申請を取り下げる旨の申出があったため、議案第68号は取下げとなりましたことを報告いたします。
よって、訂正であります。合計2件、6筆、1,514.24平米のように変更になります。よろしく申し上げます。
それでは、説明させていただきます。
議案第69号、野溝西2丁目〇〇〇-〇、現況地目、田、436平米外2筆、合計443.35平米を所有農地と一体利用するため、〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
議案第70号、波田〇〇〇〇-〇、現況地目、田、1,011平米外2筆、合計1,070.89平米を農地保全のため、贈与により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
なお、本申請は農地法施行規則第17条第2項の規定により、別段面積を

設定した農地になります。

以上2件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議 長

次に、地元委員の意見をお願いいたします。

まず初めに、69号について、窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員

申請地については、芳川野溝にあります〇〇〇〇〇の南側にある宅地に囲まれた農地、田んぼです。譲受人の自作の西側に譲受人が所有、耕作している畑がありますけれども、この畑の西側に隣接する田んぼになります。譲受人は、もう既に80歳を超えている高齢者ではありますが、精力的に農業に従事していますし、〇〇〇の息子さんがいるんですけれども、休日等には積極的に手伝っておりまして、特に問題はないというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議 長

議案番号は70で波田であります。波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員

申請地ですけれども、波田は〇〇〇の〇のそばに当たるんですけれども、土地としては、前々からかなり荒れていて、管理ができてない土地だったので、ちょっと心配して見ていたんですけれども、このたび〇〇さんから〇〇さんへということで、本人確認、本人の〇〇さんのほうへ確認取ったんですけれども、私が責任持って見るということで返事あったので、私としてはすごく心配なんですけれども、本人が言うので、仕方がないなということで見えてまいりました。

以上です。

議 長

ただいまのこの2つの案件に対しまして質問、意見ありましたら、推進委員さんの皆様も含め、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようですので、農地法第3条の既定による案件、2件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第69号、70号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。続きまして、議案第71号及び72号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、2件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

住宅を4棟新築して販売するという計画になっています。

宅地部分のところ等も含めて、ちょっと荒れた庭という感じの印象を受けました。この住宅ができて、特に周りの農地等に与える悪影響はないと思います。農地として活用するよりも、住宅として使ったほうがいいんじゃないかなという印象を受けました。

以上です。

議長 現地調査をしていただきました三村さん、上條さん、三村委員さん、お願いします。

三村農業委員 過日、上條委員さんと2人で現地確認をさせていただきました。今、地元の河西委員さんのご説明のとおりですけれども、写真を見れば、両方陰になると。現場も、どこが宅地なのか、農地なのか、現状を確認できないような状態で、畑については荒れたような状態ですし、宅地についても住める状態でなかったような気もするわけですけれども、そういった中では、開発する中できれいになればなと思います。ただ、北側が農地あるわけですけれども、そちらに対する影響がなければいいかなと、そんなふうに考えて確認をさせていただきました。

以上でございます。

議長 ほかの委員の皆様でこの件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第71号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、議案第72号であります。梓川であります。波田野委員さん、お願いします。

波田野推進委員 資料の2番目のところですが、手前が草のようになっていますように、実際は道ぎりぎりまで農地になっていまして、それで手前が道で、その向こうには住宅団地ができています。それで、この写真見て左側も宅地で、宅地サイドがちょっと草ありますけれども、宅地です。それで、右の奥がまた宅地で、もう宅地に囲まれた中の700平米ですので、転用しても問題ないと思います。

どちらかという、もうほとんどあぜ道というような感じなんですけれども、取りあえず田んぼを作っております、特に問題ないと思われま

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第73号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、農地に関する事項、報告事項に入ります。
事務局に報告事項のアからカについて一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

4ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、7件、
5ページ、電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件、2件、
6ページから7ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、
19件、8ページから9ページ、農地法第4条の規定による届出の件、1
1件、10ページから11ページ、農地法第5条の規定による届出の件、
11件、12ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、2
件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、職員の入替え等の部分もございますので、ここで暫時休憩といたします。

2時15分までを休憩といたします。よろしく申し上げます。

(休 憩)

議 長

15分になりましたので、議事を再開いたします。
初めに、報告事項に入ります。
令和2年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付についてを議題といたします。
農政課の説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課）

いつも大変お世話になっております。農政課の宇治でございます。
本日お配りいたしましたA4の用紙1枚のものをご確認ください。
6－（2）－ア、令和2年度土地利用型経営規模拡大奨励金の交付について報告させていただきます。
毎年実施をしていますが、市の単独事業の補助金になります。
次に、概要についてご説明いたします。
1、松本市土地利用型経営規模拡大奨励金交付実施基準についてです。
まず、（1）交付対象者ですが、松本市の農用地について、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、令和2年7月1日現在で存続期間1年以上の利用権設定を受けている市内に住所を有する認定農業者が対象になります。
（2）交付単価ですが、1,000平方メートル当たり3,000円になります。
（3）ですが、その他については、ア、イ、ウの3点となります。
2、令和2年度交付内容ですが、交付該当者について、今年度は413人になります。
交付対象面積は2,053万680平方メートルになります。
交付金額ですが、6,159万2,040円になります。
地区別の内訳については、裏面に記載しております。
交付金の支払いについては、該当者の申請に基づき、順次支払う予定になっております。
申請書類については、9月の初旬を予定しておりますが、市役所のほうから送付をいたします。
また、来年度以降の交付方針についてですが、現在検討中ですので、来月の定例会にてまた協議をお願いしたいと思います。
6－（2）－アの報告事項は以上となります。

議 長

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。
推進委員の皆様も含めまして、発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思います。

続きまして、協議事項から、松本市農業施策に関する意見書（素案）についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

意見書の関係、協議事項ということで、本日、農業委員会全体の意見とするために、推進委員の皆様にも積極的にご参加をいただきたいということでお願いした次第でございます。

資料につきましては、8月24日付の事務連絡の資料ですので、本冊のほうにはとじ込んでございませんが、左肩1か所留めの「松本市農業施策に関する意見書（素案）に対する意見について」という文書のほうで進めてまいります。

着座にて失礼をさせていただきます。

意見書の取りまとめにつきましては、これまで3回の農業振興委員会での検討を踏まえまして、8月24日現在の素案として作成をしたところでございます。

それで、もし意見がございましたら、事務局へ提出してくださいということであらかじめ意見を求めましたが、今のところ書面でのご意見はいただいておりません。

また、本日の総会で直接ご発言をいただいても差し支えないということでお願いしている次第でございます。

今後の予定、一番下のところに書いてございますが、本日、全体で素案の協議をしまして、出された意見を踏まえまして、総会終了後、この後農業振興委員会がありますので、さらに細部について協議をして、来月、9月30日の総会で意見書を決定してまいります。10月2日に意見書を市長に提出、そして懇談会の日程ですが、後ほどまたお知らせしますが、11月13日を予定しております。

それでは、中身に入ります。

2枚めくっていただくと目次が出てございます。

目次、2つに絞って今回意見書を作りました。下のところに枠の中に農業委員会の内部資料ということで書いておりますが、本年度意見書の基本的な考え方でございますが、新しい市長になって初の懇談会ということで、いろいろと総花的にあれもこれもというような考えもあるんですが、初回は、当たり前であるが極めて大切な基本的な事項、農業の2つの側面と言ってもいいかもしれませんが、その基本的な事項に的を絞って意見をしていこうということでございます。

1つ目は、稼ぐ農業、つまりなりわいとしての農業、担い手農業と言ってもいいかもしれませんが、農業の経営安定対策の重要性だと。そのために収入保険への支援という考え方でございます。

2つ目の柱は、中山間地域を守る農業でございます。農地を守ること。中山間地域の暮らしを支え、そこで生きること。そのための「防災・減災対策」の重要性という2本柱でございます。

(1)、(2)のセットで、農業委員会の使命は農地利用の最適化でございますので、農地の最適化につなげていこうというのがコンセプトでございます。

それでは、その次のページ、項目1と項目2があって、どちらが先かということもあるかと思いますが、たまたまちょっと私が作った内部資料のところは、稼ぐ農業が1番目、(2)が中山間地域を守る農業というふうに作ったんですが、実際、この印刷順は逆になっていまして、最初が里山の整備と中山間地域の暮らしの安全についてというのが項目1になっております。

まず、意見・要望事項ですが、中山間地域の暮らしを守り、安心して農業を継続できる環境を確保するため、次のとおり災害リスクの低減と里山の計画的な整備をお願いするということです。

(1) 台風や集中豪雨等に備え、人家・集落を脅かし、獣害防護柵の損壊原因ともなる山林枯損木の危険除去等の減災対策、とりわけ人家周辺の斜面や沢筋の優先実施。

(2) 洪水、土砂災害の防止と水資源の安定的な確保に向けた森林間伐の推進。

(3) 松枯れ現象が進行するアカマツ林等は、広葉樹の積極的な植林による保水能力の高い健全な山林への転換。

この3つが具体的な要望事項になります。

説明でございます。

中山間地域の農地利用の最適化を推進する際、そこに人が安定的に住み続けてもらうことは大変重要である。

集落の人口が確保されれば、農業の担い手として耕地が維持されることにもつながるため、農山村の暮らしの安心・安全に向けた災害リスクの低減対策が欠かせない。

近年の松枯れ現象と山林植生の貧弱化、異常気象の常態化による豪雨災害の頻発は、大切な家屋と農地、生命をも奪う脅威として、対策の実施は待たない。

防災・減災に向けて、土砂崩れや鉄砲水の発生が懸念される沢筋や、松枯れ現象の進行で裸地化した山肌の枯損木、風倒木等の状況を改めて点検し、人家・集落への土石・流木の押し出し等による被害を未然に防止するため、必要な対策の実施を要望する。

また、獣害防止に機能している広域防護柵は、定期的な点検・修理、緩衝帯の整備等の維持管理が必要であり、松枯れ現象の拡大による倒木や支障木の除去等の損壊防止対策と併せて、十分な予算の確保をお願いする。

他方、水源を涵養し、農業に必要な水を安定的に供給する健全な山づくりは、未来への投資として、地道で息の長い取組が必要である。

特に、松枯れが著しい斜面等は、地中深く根を下ろし、山崩れを防止する

広葉樹中心の山林への転換に向けて、森林環境譲与税や長野県森林づくり県民税を有効活用し、多くの人の関与による積極的な植林活動とニセアカシアの繁茂防止対策を要望する。

これが項目1です。

続きまして、項目2、収入保険の推進による経営安定化対策についてでございます。

意見・要望事項。

担い手の農業経営安定化を支えるため、収入保険に加入する際の補助制度の整備を再度提案する。

新制度をさらに浸透させるため、運営するNOSA I（長野県農業共済組合）の自助努力の下、中信地区のリーダーとして周辺市村と協調し、具体的には、農家負担保険料に対する半額補助制度と、加入する際の負担になっている初年度積立金に対する無利子融資制度を新設されたい。

説明です。

農業をなりわいとする担い手農家にとって、収入保険は、営農リスク低減のためのセーフティーネットとして画期的な制度である。

自己の青色申告実績から基準収入を求め、収入減少割合に応じて補填金を算定する仕組みに、公平・公正な制度運営が期待されている。

果樹や米・麦等、特定の品目に限られていた従来の農業共済制度から、野菜や花など全ての経営品目を対象とするオールラウンドな制度に拡大された。

さらに、気象災害等による収量減少のほか、価格の低迷や保管中の事故・盗難、経営者のけがや病気の際にも強みを発揮する。

しかし、保険料とりわけ加入当初の積立金を含めた保険料が高いことが農家をちゅうちょさせ、制度普及が進まない一因となっている。

一昨年の意見書でも取り上げたとおり、収入保険が始まったことで、令和4年以降は果樹共済の加入方式が限定されることや、国の経営安定対策に係る市の補助制度全般がバランスを欠くものとなるおそれがあり、制度の再構築が急務と考える。

当時の回答は「本制度への加入支援を検討する」との内容であったが、その後の検討結果はいかがであったか。

農地利用最適化に向けて、農地を耕地として十分に活用するため、担い手農家を確保し、増やしていくことを農政の基本に据えなければならない。

そのためには、意欲ある担い手や自ら経営リスクを回避しようと行動する農業者を行政がしっかりと支え、守るという明確なシグナルを送ることが極めて重要である。

担い手農家を手厚く支え、安心して農業を営める「松本市」として効果的に売り出せば、親元就農者の安定的な確保と農業を志向する新規参入者を呼び込むことにもつながる。

加入を増やせば、このたびのコロナ禍でも証明されたように、予期せぬ災いに本制度が十分機能し、産地として国の手厚い支援を受けることが可能となる。

他方、青色申告の推進は、担い手にとって自身の経営を見詰め直すきっかけとなるばかりか、税務行政など市全体の利益にもつながる。

全国では静岡県、鹿児島県など、県内では須坂、大町、塩尻市などで補助制度が既に整備されております。

参考資料ですが、その次のページでございます。

収入保険の関係の参考資料になりますが、先ほど国の経営安定対策に係る市の補助制度全般がバランスを欠くものとなるおそれがあるということを示しましたが、そこら辺の考え方は、参考資料1の3の部分です。

ただし、以下の類似制度とは、どちらか一方の選択制となっておりまして、農業共済か収入保険かどちらか一方の選択制、価格安定制度と収入保険制度どちらか一方の選択制というふうにあるとおおり、両方選べなくて、どちらか1つということでございます。

関連して、その次の10ページ、11ページ、ご覧ください。

10ページ、11ページには、果樹共済の関係と野菜価格安定制度について資料として載せてございます。これは2年前に作成した資料でございますが、果樹共済については、主立った加入方式が軒並み34年産、令和に直しますと、令和4年産以降の取扱いということで見えていただきますと、令和4年以降は特定危険方式が廃止になるとか、主立った加入方式が廃止されるものですから、総合方式しか残らないよということ、農家の選択肢が狭まります。

それから、11ページに行きますと、野菜価格安定制度を載せておりますが、資金造成割合という行を見ていただくと、下から見て2行目になるんですが、市も補助金をこの制度に注ぎ込んでいるということで、どちらか選択制と言いながら、野菜価格安定制度を選べば補助金あって、収入保険を選べば補助金がないというようなことになってくると思います。そこらへんを含めまして、市の補助制度全般がバランスを欠くものとなるおそれがあるということを行っているわけでありまして。

あと、参考資料1をご覧いただければと思うんですが、補償は、9割を下回ったところから補償が始まるということで、例えば85%、収入が基準収入に比べて85%しかなかったということになると、90%以下の部分で、5%分が補償対象になると。80%から90%部分の補償は、積立て方式での補填となりますので、その積立て方式の部分、国が4分の3積み立ててくれて、農家が4分の1積み立てるという中で、5%分の補填があるというような考え方です。さらに、80%を下回れば、いよいよ保険方式での補填になってくるということでございます。

それで、ネックになっているのは、9ページの8番の掛金と補填金の試算というようないところがありますが、例えば基準収入1,000万円の農業者が、補償限度9割、支払い率も9割を選択した場合の保険料の試算ですが、農業者が用意すべきお金は、8割以下の部分の保険料が7.8万円です。これは掛け捨てです。それから、積立金、つまり8割から9割の部分の補償になってくるんですが、農家の積立金は22.5万円、90万円までの残りの部分、67万5,000円は国が積み立ててくれるというこ

とになります。

初年度は、ですから7.8万円と22.5万円を合わせて30.3万円必要になる。あと、別途事務費というふうなものもかかってくるわけですが、加入2年目以降からは、積立金はもう満額積み立ててあるので保険料のみ、これで3年目、4年目とずっと行くんですけども、ただ、保険料も、そこの四角い枠の右側の欄に書いてあるとおり、全部で21段階の保険料区分があるものですから、当初は1.08%から料率がスタートするんですが、被害がなければ、1年で1ランクずつ下がって、最も低い料率が0.54%という率になっていくんで、被害が出なければ、保険料もだんだん下がる。逆に、被害が多ければ、保険料率が上がってくるというふうなことになります。そこら辺がポイントかなと。

ですから、その初年度の積立金22.5万円というのが高くて、なかなか払えないんじゃないかというような意見が、農業振興委員会の議論の中で出たところでございます。

ただ、NOSA Iさんに聞きましたら、分割払いというのも可だそうで、22.5万円を最大9回に分けて分割払いできるということで、その分割払いの期限はどのぐらいかというふうに聞きましたところ、1か月に1回払うから、9回で9か月にわたる分割払いになるということで、22.5万円を9か月で、一月ずつ、9分の1ずつ払っていくというのが分割払いの考え方で、そんなに複数年にわたって分割払いができるという、そういう考え方ではないようです。

あと、基準収入に対する収入が85%という段階、つまり保険料のほうまで食い込まないような収入の減少は、その積立金が一旦吐き出されるもので、被害があった翌年にまた吐き出した部分を積み立て直すという作業が必要になるそうです。

ですから、8割を下回らない収入減少は、保険料のほうまで食い込まないもので、保険料率がアップすることはないそうです。つまり、積立金の範囲内で支払う場合は、保険料率には響かないということだそうです。

このようなシミュレーションをから意見・要望事項ということで、農家負担保険料については、半額補助制、それから加入する際の負担になっている初年度積立金に対しては、無利子融資制度を新設されたいというような形でまとめましたけれども、ちょっと無利子融資制度というのがどうなのかというのは、若干の不安は正直なところありまして、さらに農業振興委員会で詰めなきゃいけないというふうに考えています。

今のところ、分割払いで、最大9回にわたる分割払いも可能だよというような話ですが、ただ、分割払いといっても、9か月の分割払いだもんで、あんまり意味がないのかなとも思ったりするんですが。

それと、あと補足ですが、最後、12ページ、13ページ見ていただきたいんですが、今年の1月から掛金の安いタイプの収入保険ができたということでご案内をさせていただきますが、特に13ページのところです。13ページのところを説明しますと、例えば基準収入が1,000万円の場合、基本のタイプが一番上なんですけど、農業収入が90%を下回ったと

ころから補償されますので、900万円を下回った場合に、収入がゼロになるまでずっと補償がされると、これが基本のタイプなのですが、新しいタイプ①、②、③と3つのタイプありますが、①のところは、50%を上回るような収入減少は免責になると。補償外だと。それによって、掛金も安くなるんだよという意味ですから、5割を超える部分の収入減少は免責。

新しいタイプ②は、収入が600万円になるまでの収入減少、4割減を補償するタイプだもんで、逆に言うと、収入減少率40%が最大で、45%とか50%とか、それ以上の収入減少はもう免責になっちゃうよというところですよ。

それから、新しいタイプ③は、収入が700万円になるまでの収入減少、3割減を補償するタイプだもんで、30%を上回るような収入減少、そういう事態が発生しても、その分は一切補償しないと。免責になっちゃう。

そういうことによって掛金が安くなるというふうなタイプだもんで、大災害のときは全く補償されないということですね。微々たる災害のときは補償されるけれども、大災害のときは全く補償されないというような、こういうタイプの加入方式も新たにできたということをご案内させていただきます。

あと、14ページ、最終ページの1つ前のページですけれども、令和2年の収入保険の加入実績ということで見ていただくと、全国では46万人の青色申告者がいるよと。今のところ加入率は7.5%になっています。県内は1万8,790人の経営者がいて、加入率は4.6%、松本市は約1,500の青色申告者がいて、実際のところは67経営体、4.4%の加入率だというのが現状でございます。

ということで、収入保険の関係、また戻りますけれども、当たり前であるが極めて大切な経営安定対策というところ、そのための収入保険への支援をしっかりと、それによって担い手に手厚い「松本市」ということを効果的に売り出せば、親元就農者の確保や新規参入者を呼び込むことにもつながるんじゃないかと、最終的には、担い手が確保されて、農地利用の最適化に通ずるんじゃないかと、そういう考え方で意見書を作成してございます。

中山間地域を守る農業と併せまして、2本柱で農地利用最適化を追求していく意見書ということで、いろいろご意見をいただいて、修正すべき点があれば修正して、成案化に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

農業委員、推進委員の皆様からご意見、質問がありましたら、発言をお願いいたします。

この2つ、メインはこの2つであります、皆さん意見ありますか。

上條委員。

上條信太郎農業委員 この収入というのは、粗収入のことを指しているんですか、それとも所

得を指しているんですか。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 いわゆる確定申告する際の収入のことですね。ですから、必要経費を引く前の粗収入です。

議 長 ほかに。

今、議会も、松くい虫対策で、四賀へ樹幹注入で何億円という金をかけてやるというような方向で、先般、経済環境委員会もおおむね了承したと。本会議にかけられて、これもどうも実施されるようではありますが、そのことはさておいて、私ども東山部といたしましても、山沿いがものすごい松枯れの風倒木というか、木がもう倒れそうで、今、すごい山の状態であるわけではありますが、このことに私ども農業委員として意見を申し上げて、何とか是正してもらいたいと。里山を造り直してもらいたいというような趣旨で来ているわけではありますが、これに対してご意見ありましたら、どうですかね。

長谷川委員。

長谷川農業委員 私は和田だもんで、あんまり山のほうは関係ないんですけども、それほど深刻には受け止められないんですけども、これ、こういうことはあんまり農業委員会とは関係ない、山のことは。これを言い出したら、もし、洪水とかで被害が出たときに、市は何をやってるって補償問題になるんで、あんまり関与しないほうがいいような気がする。いかがでしょうか。

以上です。

議 長 今、長谷川委員のですね、はい、前田委員。

前田農業委員 水はどうですか。水は、農業の中で、水の占める割合というのは非常に大きいと思うんですけども、そこはいかがですか。

議 長 今、あまり、長谷川委員のほうから、このことはあまり農業委員会関係ないから、関与しないほうがいいじゃないかという意見でしたね。

私ども農業委員会がなぜ言わなきゃいけないかというのと、やっぱり今、前田先生の言われておるように、山から水が、保水した水が私たちの水資源になっているわけですが、それをどういうふうにか考えるかということです。

やはり、行政の仕事だと思いますよ。災害に備えるということは公の仕事だと思いますし、そのことが今、本当に危険にさらされている以上、やはり風倒木によって沢にダムができて、そういうのがどっと出てきたら、それこそえらいことになるし、それで山の体を今、なしていような状況が東山から岡田方面まで、ずっとなっているわけですので、これは1億何千万円もかけて樹幹注入をするということよりも、それもどうか知りません

が、今の松枯れの松を何とかしてくれっていうのが私ら農業委員会の今、要望事項なんです。何かあったときにどうするんだと、そういうことなんです、どうですかね。

これに対して……

議長 何をやり直せば一番いいんですか。
補佐だね、これは。

板花局長補佐 農業振興委員会の中で検討した結果、この2本柱で行ったらどうかという意見が非常に強かったものですから、1つはなりわいとしての農業、本当に農業で稼いで生きていこうとする人を支援する方向、もう一つは、中山間地を守る、人々がそこで暮らしていくための農業と言うんですか。安心・安全を伴って、そこで暮らす農業、山を守る農業、山が農業を守るのか、いや、農業が山を守るのかちょっと分かりませんが、そういう切っても切れない密接な関係の中での要望というふうに議論したところです、農業振興委員会の中で。

長谷川委員 要望は確かにいいと思うんですけども、農業委員会とか議会……

議長 今、ここに獣害防護柵のところに松枯れの松が倒れて、ちゃんとその防護柵の役割を果たさないわけでありまして、私ども、このところずっと鹿の頭数が、捕獲頭数が多くて、この4月から6月の終わりまでに、私たちの周辺だけでも60頭の鹿が来ているんですが、柵が倒れて、その中にいっぱい草があるものですから、本当に電車で上から出てきて、同じところに帰って行ってくれればいいんですけども、中に食べ物があるもので、悪さするということがあるわけですので、この松枯れの松をどういうふう処理してくれるか。できるだけ速やかに行政で何とかしてもらいたいというのが、これ、もう本当に切実な要望です。私どもにしてみればですね。

どうですかね、ほかに。

濱委員。

濱農業委員 私も島立の山がないところなんです、ないというか、私の町会のところは山形村の奥に山を持ってまして、もうそれは県のほうへ管理移管しちゃったんでいいんですけども、四賀のほうへ毎年夏場に私、仕事へ行ってまして、もうこれは何年も前からだんだん赤い山になってきて、今、その赤い山が白くなっていますけれども、地元の人に聞くと、やっぱり大量に松が枯れちゃったところがやっぱり雨で崩れちゃったというような話も聞きますし、枯れた松を全部伐採して、ビニールで囲って薫蒸をしてなんていうことは、もうこれだけ広がっちゃうと、ほぼ不可能ということなんで、やっぱり広葉樹転換とか、何とかそういう方向で治山をしていかないと、山の保水力もなくなるし、崩れちゃうし、さっきの話で、倒れた木で鹿やイノシシ出てきちゃうしということで、山を持っている人は、本当

に手を入れたくても、もう膨大な量になっちゃって、野放し状態ですので、こういう公的なところで何とか方策を見つけてやっていかないと、これは松本市じゃなくて、松が元あった市というような市になっちゃいそうな気がするんですけども、何とかこういうところで、我々が提案して、市のほうでも、県のほうでも動いてもらえれば、幾らかでも格好はついていくかなという気はするんで、こういう方向で意見出してもらったほうがいいような気がします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ほかにどうですか。

百瀬委員。

百瀬農業委員

私の住んでいるちょうど裏山が、雨氷か何かで倒れて、この季節の大雨でずっと崩れて、ほんの人家のすぐそばまで山が崩れてきたんですけども、そういうことがもう目の前に起きているもんですから、ぜひやってもらって、もう災害が起きると思うんですよね。それで、今から予防しても、もう遅いかもしれませんけれども、やっていったほうが、大雨、この前の台風のときも、うつくしのちょっとこっちまで大雨来たんですけども、それがちょっとずれたもんですから、上田のほうが大被害になって、長野の洪水になったと思うんですけども、あれがちょっとこっちへ来ると、もう松本も同じような状態になると思うんですから、ちょっと意見を出していただいて、整備をしていただければと思います。

議 長

ほかにどうですかね、この里山整備と松くい虫の関係。

前田先生。

前田農業委員

今年の雨が降ったときの様子の話をしますと、大体もう私ども何年か地域に生きていますと、どのぐらいの水が出ると災害が発生するかということがもう大体予測できまして、指標があるんです。

稲核ダムっていうダムがありますけれども、そのダムで6本放流する口があるんですけども、この6本が全部開いているときは危ないときです。これがね、10日まで行かないけれども、それに近いぐらい今年は開いていたんですよね。

だから、どういうことかという、いつ災害っていうか、沢とかそういうところで押し出すっていうことがあっても不思議のない事態といいますか、それが起きなかったのはどういうことかといったら、一度に100ミリとか120ミリ降らなかったから出なかつただけの話で、もう本当に山で住んでいますと、冷や冷やの状態であったわけです。こんなに続いたのは、このところ何年かないので、本当に非常に危険な状態でありました。

先ほど述べたように、中信平っていうのは、ダムに水を保証されているので、問題ないというか、本当に安心して農業ができる、そういう状況って

いうのができているわけですがけれども、山の状況からすると、決して安心できる状況ではないです。

奈川の橋本さんがいますので、分かると思いますけれども、以前は山の木を全部使っていましたので、一番災害が起きたのは終戦の年です。終戦の年がすごい大災害が起きています。何でかといったら、戦争で木をいっぱい切ってしまうと、山の手入れを何もしなかったわけです。

それで、その後、本当に一生懸命山のほうに植林をしたんですけれども、ところが植えているほとんどがカラマツですけれども、カラマツっていうのは、ああいうところに植える木っていうのは、一番大事な、一番地面に深くずっと刺さっていく根っこっていうのは切っちゃうんです。切らなきゃ、畑から苗取れないわけです。切って山へ植えるわけです。だから、言ってみれば、根なし草みたいなものをどんどん植えているわけです。しかも、密植しますので、だんだん切っていくっていう方法を取っているわけですが、その主根が、一番の大事な根っこがないために、カラマツの林というのは非常に災害に弱いんです。特に、間伐がしてないところっていうのは、非常に弱いんです。それで、かなりされているわけですがけれども、でも、それはかなりであって、やってないところもあるわけです。

それで、1回やれば済むかっていうと、そんなことないです。2回も3回もやっていかないと、山っていうのは健全な山になっていかないと、要するに、ほかの木が生えて、直根が地面の中に入っていて、我慢して、そしていい土を、雨が降っても大丈夫なようになっていないといけないわけです。

それで、もうちょっといろいろ山の話をしてみると、今、ほとんどの山の森林の所有者っていうのは、山のことに関してほとんど関心を持ってないです。だから、自分の林がどこにあるかも知らない人がいっぱいいます。ということはどういうことかという、もう山の状態はどうなっているかっていうことをほとんど知らない、そういう状態になっているわけです。

このまま山のことを知らないでいたら、また今の異常災害から考えると、戦前みたいな状況が、どつと雨が松本平へ降ったときに、そういう状況が起きないかという、そんなことはないと思います。

だから、今一番大事なことは、やっぱり山から目を離さないという、そういった姿勢を、やっぱり一番水を大事にしている農民がつくらないと、つくっていかないと、これからの農業っていうのは、持続した農業っていうのはできないんじゃないかなって思っているわけです。

それで、ここの意見が出てきているって考えていただくと、分かっていただけじゃないかなと思います。

議長

ありがとうございました。

上條委員さん。

上條信太郎農業委員 農業委員会の立場としては、当然山を守るっていうことは、これはもう絶対に変えちゃいけないことだと思います。他人事のような考え方は、ち

よっと余りにも無責任だというふうには私は考えております。

ちなみに、河西部と東山部、全く農業を続けていくときに、水の供給に関しては条件が違うわけですね。

今話がありました奈川渡のダムは、諏訪湖2杯分の水を調整しているということでありまして、最近では国の内閣府から指導ありまして、常にダムの状態を95%、取水を抑えて放流しています。なぜかというところ、緊急の降雨があつたりして、農業をやる場合には、十分な水をいつも蓄えてほしいという希望がありますけれども、改良区としてそういう希望がありますけれども、95%の取水で、何かあつたときの災害に備えるということと同時に、河西部の中信平は、これは梓川水系の山を守る会にも参加をしております、今の流域の人たち、奈川の人たちも含めて、安曇の人たちがどのくらい苦勞をしているかというものを、山を守るために苦勞しているかということとを共有しているつもりであります。

本当に感謝をして、流域の人たちは、奈川のダム3つで水が本当に調整されていて、災害が起きてないということをもう少し改良区としても伝えていかなきゃいけないという考え方をしているところでもあります。

東山は、今、会長が言ったとおり、もう西側から見て、大変心配をしております。この後、台風が秋にかけていっぱい来ますけれども、山が本当に崩れなきゃいいというふうには、この間も158号崩れまして、どのような場所でどのような原因で崩れたか、そういうときに山が荒れているということは1つの原因だと思いますけれども、東山は山全体がもう本当に傷んでいるという中では、農業委員会が率先してその対策を市政に求めていくというのは当たり前のことだというふうには考えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

これから後、振興部会でよく話をしておきますので、収入保険についてどうですかね。皆さん、意見ありましたら。

私は図らずもというか、松本のNOSAS Iの理事にこの間なりまして、つい先日も理事会に出てまいりました。非常に加入率が少ないというような状況の中で、この制度内容も、先ほど補佐が言いましたように、えらい改善をしたようでありまして、何かあつたときには、つなぎ資金もかなりぜひたくに用意しているというような話もございました。よその地区の状況であります、長野市では、まだなかなかはっきりしたそういう方向性を出していないわけですが、須坂市のように8割を補填するというような地域もありまして、それで言えば、もともと果樹共済等に対しては3割の補助金出しているわけですが、松本が3割にしたら、塩尻の市長は5割に上げまして、補助、補填をしてきたそういう経緯があつて、今、副会長をやっておられますが、今回、新規の収入保険に対しまして5割の補助をすると。大分そういった補助がよその地区ではあるわけですが、松本もようやく今度、農政課長は、この間、補正に5割をお願いしたいと。そしてまた、継続の人については3割というふうなことでお願いしたようでありま

すが、財政のほうで却下されたと。却下というか、9月の補正は駄目だというようなふうに言われたようでございまして、こうして私ども農業委員会がこういう形で、収入保険制度に、ほとんどの保険なくなっちゃって、これ一本化になるわけでありまして、松本市がどういう補助金を設定するかというのは、まだ決めかねているところが随分ありまして、松本の結論を待っているというような雰囲気もございまして、長野県で200億円を超える農業算出額というのは、松本が70幾つある市村の中で断トツの1位でありまして、そのところを行政が補助して支えていくっていうのは、これ、必要なことだと思いますので、ぜひまた意見書として上げてまいります、委員の皆様も、このことに対しまして、ぜひ力強くご協力のほどお願いをしたいというふうに思います。

これに対しまして何かご意見ありますか。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、本件の成案化に向けて、また委員会でもさらに議論していただきまして、要望をしていただきたいと思います。

そして、来月の総会で意見書が決定できますように、引き続き成案化作業を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、報告事項イ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、総会の本冊資料の13ページからになります。

主要会務報告並びに当面の予定について。

まず、主要会務報告でございます。

7月31日の7月定例総会以降でございますが、8月7日に河西部ブロック研修・懇談会が行われております。

翌日、8月8日、北東部ブロック活動ということで、ソバの種まきを行っております。

それで、ちょっと落としてしまったんですが、8月12日と8月24日の間ですが、8月21日金曜日に西部ブロックの活動が行われておりまして、奈川の甘いトウモロコシをブロック活動として栽培しているところですが、畑の管理、消毒等や草刈りの管理をブロック内の皆様で行っていただいております。

8月26日、冒頭の会長挨拶でもございましたとおり、市長による山辺地区ブドウ収穫の視察が行われております。

農業振興委員会の皆様にはご案内をしたところですが、全体の中では初めてということですが、8月26日の翌日の27日に市民タイムスへも記事が大々的に紹介されております。もともとは中川農業委員が発案して、市長を招きたいというような話がありまして、それだったら、昨年農業委員

会として市内果樹産地の再構築という形で意見書を出した経過があるものですから、農業委員会の事業として提案したらいかかということで、会長と相談して、そういう形を取らせていただきました。

1時間という限られた時間ではございましたが、ブドウのデラウェアが出荷最盛期を迎えたという中で、市長に来ていただいて、集荷所の作業風景を中川農業委員が市長の横についてご案内を差し上げて、その後、隣の農協の山辺支所の2階の会議室をお借りしまして、30分ちょっとでしたけれども、市長と懇談を持ちました。

会議には、農業委員会、地元の農業委員さん、推進委員さんのほか、農協の幹部の皆さんやJA山辺の技術員の方、あるいは課長さん、それからあと地元法人のファームワーク山辺とか、JA山辺果樹部会長さんにもご出席いただいて、懇談を持ちました。

特に訴えたところは、果樹団地がだんだん老朽化して、棚も老朽化していく中で、農地を次代の担い手に渡していくために管理していく、あるいは棚を新しくしていくというようなことで、産地を維持発展させるための先行投資施策の重要性を訴えたというところでございます。

市長のほうからは、新型コロナウイルスの感染拡大が若い人の働き方や人生観を変える可能性があって、特に都会の若い世代には転換を迫っているという中で、自然に目を向けて生きていきたいというような人が潜在的に増えているんじゃないかというような発言もありました。

新規参入者が入りやすいような環境を今後は山辺地区で整えていきたいということで、思いを新たにしているところでございます。

すみません、7月はそんな予定でございました。

14ページに行きまして、当面の予定ということでお願いします。

上から見ていきまして、4行目です。9月18日は農地転用の現地調査が行われます。今回、堀口委員さん、青木委員さん担当委員ということになっておりまして、ご都合等確認いただきまして、もし都合悪いようでしたら、事務局にまたご相談ください。

いろいろとありますが、下のほうにちょっとご案内が白丸で3つほどございます。

まず、農業施策に関する意見書、市長との懇談会ですが、当初、10月29日、10月の定例総会と抱き合わせで行う予定でしたが、ちょっと市長日程の都合で変更となりました。11月13日金曜日ということで、会場もMウイングの6階ホールということで、変更になりましたので、よろしくをお願いします。

また、駐車券等は、また事務局のほうで準備させていただきますので、また、もしMウイングで駐車するというようなことでしたら、そんなこともありますので、ご確認ください。

その後、長野市農業委員会との懇談会ということで、こちら、長野市から打診がありまして、長野市はこの3月ですかね、また新しい体制に生まれ変わったということで、改正農業委員会法が施行されて2回目の改選が3月に行われて、また新たな体制でスタートしているということで、三、四

年前に一度長野市との懇談会を松本市と、長野市の会場、ホテル国際21というところまでお邪魔しまして、長野市農業委員会と懇談を持った経過がございましたが、今度は長野市さんが松本のほうへ来たいというようなことで打診がありまして、向こうから農業委員さんと推進委員さん、全員ではないですが、全員だともう五、六十人いると思うんですが、約半分ぐらいの27人が松本へ来るということです。

それで、会長と相談しまして、コロナ対応等もございしますが、バランス取ったところで、農業委員25人で対応というようなところがベストじゃないかというふうなことで、農業委員で対応することとしております。

11月2日で松南地区公民館なんなん広場4階の大会議室ということで予定をしております。

意見交換の内容ですが、新体制における農業委員会の運営についてというようなこと、それから分散会ということで、農地利用の最適化活動について、グループワーキングをしたいというようなことでございました。

それから、最後、県外視察研修でございしますが、役員会で協議の上、中止を決定いたしました。理由は、そこに書いてあるとおりでございしますが、客観的な状況から、なかなか今年の実施は難しいというのが結論でございます。

ということで、主要会務報告、当面の予定は以上でございします。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他の項目に入ります。
最初に、松本農村支援センターから情報提供をお願いいたします。
小川補佐、お願いします。

小川（松本農業農村支援センター） お世話になります。よろしく申し上げます。

別添の松本農業農村支援センターと書いてございます資料をご覧くださいければと思います。

最初に、①番なんですけれども、9月1日から秋の農作業安全運動月間に入ります。今年の農作業死亡事故状況ですけれども、今現在で県内10件ほど発生しております。4月30日には塩尻で残念ながらSSの下敷きになる死亡事故があったんですけれども、直近としましては、8月22日かと思っておりますけれども、小諸市で落雷による死亡事故というようなこと、痛ましい事故がございました。秋の交通安全運動月間を通じまして、ぜひ啓発活動をお願いいただければと思っております。

それと、②番なんですけれども、こちらのほうは、2ページですけれども、労働力が不足している農家の皆様へということで、県とハローワークが連携して、農家の皆様方の人材確保支援を行うというような内容になってございます。また詳細はご覧いただければと思います。

それと、③番から⑤番なんですけれども、ようやくセミナー等のご案内する部分も少しずつ出てはきておるんですけれども、③番の経営力向上セミナー、3から4ページですけれども、こちらのほうは6次産業化を志向する皆様方へのご案内というようなことで、ビジネスプラン作成コース、事業戦略コースというようなものを用意してございます。

それと、④番の商品力向上ステップアップセミナーのほうは、まだやはりこのご時世ですもんで、9月9日からなんですけれども、オンラインでの研修というような内容になります。販路拡大実践コース、商品デザイン改善コースの2コースが用意されております。

それと、⑤番のところなんですけれども、こちらのほうは「カイゼン塾」というようなことで、県のほうで引き続き取り組んでおりますトヨタ生産方式の特に大型水稻農家の皆様方へのご案内なんですけれども、IT管理ツールの豊作計画等のご紹介等の研修がございますので、もしご関心ある皆様方いらっしゃいましたら、ご案内いただければ幸いです。

それと、⑥番なんですけれども、関東甲信地方の1か月予報がついせんだって発表されましたので、8ページにございますけれども、ご覧いただければと思います。

残念ながら、9月11日頃までまだまだ暑い日が続くというような予報になっております。また、台風等の接近等も心配される時期ではございますけれども、また内容をご覧いただければと思います。

それと、8月23日だったかと思うんですけれども、安曇野市の三田ですかね、こちらのほうで、ダウンバーストだろうというようなことで今日の新聞には書いてあったんですけれども、3反歩ほどのリンゴの棚が全て倒壊してしましまして、ちょっと翌日、復旧等に立ち会わさっていただいたんですけれども、本当にあつという間の状況で、やはり異常気象と言われるような状況がやはり松本管内でも発生するんだということを実感させられました。

それと、⑦番ですけれども、こちらのほうはまた農作物の生育概況を記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

ちょっとこちらには記載してございませんけれども、今日発表というか、8月28日の記事にございました。米の8月15日時点の作柄状況ですけれども、こちらのほうが発表されまして、長野県全域、やや不良というようなことで、やはり長雨の影響をちょっと引きずっているような状況で、やや不良というようなことが出ておりますけれども、ちょっとこれからまだまだ暑い時期が続きますので、こちらのほうの管理もぜひ併せてやっていただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

議長

どうもありがとうございました。
続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐

それでは、二、三点お願いしたいと思いますが、まず1点目は、議案資料と一緒に送っていますが、松塩筑安曇農業委員会協議会のこちらの地域農業振興と功績者表彰についてというものでございます。

こちら、例年2月に松塩筑安曇農業委員会協議会の活性化推進研修会があって、その席で表彰されるんですが、3名もしくは3団体依頼が来ております。

もし該当する人、その資料の1ページめくったところの裏に表彰規程があるんですが、表彰規程、地域農業振興等功績者表彰第2条のところですが、個人または団体で次の各号の一に該当するものに表彰状を贈呈するという事で、優秀な農業経営を行い地域農業の振興に功績のあったもの、農業新技術の開発普及に功績のあったもの、(3)として、農地等の利用の最適化の推進に功績があったものというような規定がございます。もしこれに当てはまる人がいれば、優先的に入れますので、9月の中旬ですね。9月17日までとさせていただきますが、事務局のほうにご一報いただきたいと思っております。

それで、もしどこの地区からも推薦がなければ、例年どおり、9月の総会で3地区を選定の上、改めて関係地区に対象を選出していただくよう依頼をさせていただきます。

そこに過去の経過がございますとおり、順番的には四賀、梓川地区については、もう優先的に選んでいかなきゃいけないかなと思っております。村時代は、平成17年、18年あたりまで、2年に一度とか、毎年というようなところで挙げていただいたわけございまして、そろそろ四賀、梓川の順番かなと考えておりますし、あと岡田とか、内田とか、島立とかというようなところも、そろそろかなというような考えも今のところ持っておりますので、もし優先的に挙げたいというような人などがあれば、9月17日までにその地区の農業委員さんあるいは推進委員さんからご一報いただければいいんですが、どこも挙がってこないということになると、こちらで割り振るといったようなことを考えています。よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、あと先ほど隣の小川補佐からもご案内があったんですけども、ハローワークと連携した農業労働力の確保の促進についてということで、カラー刷りでたまたま農業農村支援センターのほうから何部か届きまして、これを皆さんに2部ずつ配りましたので、人材難の農業法人等おられましたら、ハローワークにちょっと相談してみるのも1つの手だよというようなことで、ご案内いただければと思います。

東信のほうでは、仕事がなくなった観光業者と農業とのマッチングが行なわれて、成果を上げているというような話も聞くわけございまして、ハローワークを活用していただくということでご案内をさせていただきます。

す。

最後、毎回毎回のお願いですが、欠席委員の資料につきましては、それぞれ各地区でお持ち帰りいただいて、会議の結果と併せておつなぎいただきたいということをお願いいたします。

あと、農地法の申請書類の原本は、机の上にそのまま置いて帰っていただきたい。

あと、農業委員の方はこの後委員会がございしますが、推進委員の皆様で駐車券の無料化処理必要な場合は、処理いたしますので、事務局にお声かけをお願いいたします。

私からは以上です。

議長 その他、全体を通しまして委員の皆様から何かありましたら、発言をお願い、中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 今日の議題とは直接関係ないんですが、今日の午前中、次期体制準備いい会というのがあったと思います。前回もあったのかね、1か月前の総会も。じゃ、次期体制をどうするのかとか、ここで何を準備しているのか、その辺の進捗状況みたいなものって知らないもので、ちょっと教えていただけたら。

議長 板花補佐、いい。

板花局長補佐 予定した2回の委員会で大方方向性が出まして、しっかりまとめて、来月の総会で、9月の総会でおつなぎさせていただこうと思いますが、議論したところは、農業委員の定数は26人で、推進委員の定数18人というのがもう条例で決まっているんですけども、定数を今さらいじるということではなくて、26人なり18人をどういう形で選んでいくかというようなことの議論をしっかりと行ったということでございます。

ざっくりとした方向性は、引き続き農業委員はそれぞれ青木委員のいる旧市地区から最後、最後と言っちゃいけないんですけども、梓川、波田まで21区あるんですが、それぞれの各地区から農業委員が1人、1地区1人という原則は崩さずに考えていくと。あと、市農協とハイランド農協の合併等もある中で、じゃどういう方向で推薦依頼をしていくかというようなことを議論したわけでございます。

3つあった農協が2つになってくるということで、推薦依頼する立場からは、どういう方向で推薦依頼するか、何人ぐらいお願いしますというようなことを言わなきゃいけないんですが、そこら辺の枠組みを決めたと。

それから、あと女性委員が少ないということは、庁内からも、あるいは国のほうからもさんざん言われている中で、女性委員を増やすにはどうしたらいいかというようなことをしっかりと議論したということでございます。

あと、推進委員のほうも、18人という中で、どういう内訳で推進委員を選んでいくかというようなことをしっかりと議論をしていただいたという

ような状況でございます。

あと、次期体制に向けて、今のこの農業委員会の総会の在り方ですとか、委員会、今、2つの委員会ございますが、情報・研修委員会なり、農業振興委員会なりの委員会の在り方、それからブロック活動の在り方、それから役員会の在り方等々、農業委員会運営全般にわたって、今のやり方が最適なのかどうかというようなことも含めて議論をしたところでございまして、来月の9月の総会で結果については皆様におつなぎさせていただくかと思っております。

議長 いいですか、中川委員さん。
ほかに皆さんで何かありましたら。
中條委員。

中條農業委員 ちょっと農業委員会には関係がないということではないんですけれども、果物の盗難の件なんですけど、実は私のブドウ園に大阪から来た、その本人かどうかは分からないんですが、8月に入って同じ人間が3回ほどブドウ園の中へ入ったりして見えています。

防犯カメラつけて、車のナンバー等、顔写真とかも全部分かるんですが、そういうよそ者と言うんですかね。そういう不審者がいたら、警察なり、農協さんのほうに連絡していただいて、皆さんで地域を守るという意味で、ぜひ情報があればお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長 それで、警察に言って……

中條農業委員 ブドウはまだ9月半ば、シャインマスカットなんかも9月半ばの収穫なんですけど、とれる状況を多分見ていると思うんです。警察のほうにも報告しておくとか、連絡してありまして、農協さんにもしてあります。そんな中で、警察のほうは夜10時とか夜中1時とか2時に見回ってもらっていますし、先日、昨日、おとといか、刑事のほうもちょっと動き始めてまして、そんなことで、うちだけじゃないですけども、周りにもブドウ園あるので、その辺も含めてお願ひはしてあります。

被害はまだ今のところないんですけども、これからなんで、ぜひ情報がありましたら、お願ひしたいと。

議長 今の中條さんのそういった案件でありますけど、子牛も堂々と持っていかれるような状況でありますので、長谷川委員さん、どうですかね。
それぞれ気をつけてお願ひしたいと思っておりますが、ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 4 番 _____

議事録署名人 5 番 _____